



内閣府

平成 22 年 3 月 1 日
国際平和協力本部事務局

「ネパール国際平和協力業務実施計画の変更」、「ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令」及び「ネパール国際平和協力業務の実施の状況」について

標記については、3月2日の閣議において決定する予定であり、概要は以下のとおり。

1. 実施計画の変更及び政令の一部改正

本年1月21日の国連安全保障理事会決議により、国連ネパール政治ミッション（UNMIN）の活動期間が2010年5月15日まで約4か月間延長されたことに伴い、我が国が国際平和協力業務を行うべき期間及びネパール国際平和協力隊の設置期間を2010年7月31日まで4か月間延長する。

参考：我が国は、平成19年3月から、UNMINに対し、軍事監視要員として6名の自衛官を派遣している（昨年3月、第2次要員から第3次要員に交替）。

2. 実施の状況

上記実施計画の変更に伴い、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第7条に基づき、これまでの業務の実施の状況について国会に報告する。

内容は、派遣に至る経緯及びネパールにおいて我が国が行っている軍事監視業務等の実施の状況についてまとめたものである。

本件問い合わせ先：

内閣府国際平和協力本部事務局

参事官 平野 隆一

参事官補佐 佐藤 建五

電話：3581-7348（直通）